

# 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の改善(概要) 一行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん一

総務省行政評価局は、戦後 70 周年の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続に関する行政相談を受け、行政苦情救済推進会議(座長:秋山收 元内閣法制局長官)に諮り、同会議において、次のような請求者の便宜に資する観点からの意見が示されたことを踏まえて、平成 29 年 1 月 13 日、厚生労働省にあっせんしました。

- ① 厚生労働省は、都道府県(特別弔慰金請求書の審査・裁定機関)及び市町村(請求書の受付窓口)において特別弔慰金の支給までのおおよその期間を案内するのが望ましい旨を周知すべきである。
- ② 厚生労働省は、都道府県又は市町村の検討の参考となるよう、迅速処理に係る都道府県の工夫例並びに請求書の受付が明らかとなる書面(受付票)の交付及び裁定結果の早期連絡に関する市町村の取組例を周知するのがよい。

## (行政相談の要旨)

- ① 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求書を提出して1年近く経過したが、何も連絡がない。早く 支給してほしい。
- ② 市に提出した特別弔慰金の請求書は、県の担当課へ郵送されるが、郵送中に紛失した場合等には、受け付けられたかどうかが不明になるので、市は、受付票を作成して、申請者に交付してほしい。
- (注) ①は長野行政評価事務所が受け付けた相談であり、平成28年1月1日から12月31日までに、同様の相談がほかに65件寄せられている。②は徳島行政評価事務所が受け付けた相談である。

### (手続の概要及び調査結果)

- 平成27年4月1日時点で要件を満たす戦没者等の遺族が居住地市町村に提出した特別弔慰金請求書は、都 道府県において審査され(戦没者等の本籍地が別の都道府県である場合は、更にその都道府県に進達され、審査される)、裁定が行われる。なお、戦後60周年の特別弔慰金の支給件数は、約127万人であった。
- 当局が任意に抽出した12の都道府県の審査等の実情を調査したところ、半数以上が請求書の到着から審査手までに6か月以上を要していた。なお、HP等で特別弔慰金の支給までの期間を案内しているところはなかったが、審査順序の工夫等で迅速処理に取り組んでいる都道府県があった。
- 政令市(20市)に請求書の受付時の取扱い等の実情を調査したところ、半数以上が受付時に受付票を交付していた。また、市は、都道府県の裁定結果を請求者に連絡するが、裁定結果が判明した時点で請求者に連絡しているのは1市のみであり、そのほかの市は、その3、4か月後(記名国債の交付の準備ができたとき)に連絡することとしていた。

### (あっせん要旨)

厚生労働省は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続に関し、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 都道府県及び市町村に対して、HPや請求書受付窓口等で、特別弔慰金が支給されるまでのおおよその期間を請求者に案内するのが望ましい旨を周知すること。
- ② 都道府県や市町村の検討の参考となるよう、i)都道府県における審査期間短縮の工夫例、ii)市町村の 請求書受付窓口で特別弔慰金の支給までのおおよその期間を記載した受付票を交付する取組例及びiii)都 道府県の裁定結果が判明した時点で市町村が請求者に裁定結果を連絡する取組例を周知すること。

#### (あっせんの効果)

このあっせんに基づく措置が講じられた場合、都道府県の審査期間短縮の取組の促進、特別弔慰金の支給までのおおよその期間の案内の充実、受付票交付の取組を行う市町村の拡充等により、請求者の便宜に 資する(不安の解消につながる)ことが期待される。

# 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給制度の概要

## 1 目的・趣旨等

本制度は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40年法律第100号。以下「支給法」という。)に基づき、先の大戦で国に殉じた軍人軍属等の一定範囲の遺族(子、兄弟姉妹等)に対して、特別弔慰金として無利子の記名国債を交付するものである。

これまで、戦後 20 周年 (昭和 40 年)、30 周年 (50 年)、40 周年 (60 年)、50 周年 (平成 7 年)、60 周年 (17 年)、70 周年 (27 年)といった特別な機会に、また、その中間年 (昭和 54 年、平成元年、11 年、21 年)にも、特別弔慰金が支給されている (支給実績は下表参照)。

戦後 70 周年の特別弔慰金(第 10 回特別弔慰金)は、平成 27 年 4 月 1 日において、戦没者等の遺族の中に戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和 27 年法律第 127 号)に基づく遺族年金又は恩給法(大正12年法律第 48 号)に基づく公務扶助料等の給付を受ける権利を有する者(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に(支給法第 3 条)、先順位の遺族一人に支給される。

なお、5年後の平成32年4月1日時点で要件を満たす戦没者等の遺族に対しても、特別弔慰金が支給されることとなっている。

| 実施年     | 措置の趣旨             | 支給金額            | 支給件数          |
|---------|-------------------|-----------------|---------------|
| 昭和 40 年 | 戦後 20 周年          | 3万円(10年償還国債)    | 664, 588 人    |
| 50年     | 戦後 30 周年          | 20 万円(10 年償還国債) | 1,008,857 人   |
| 54年     | 戦後30周年の措置の特例的措置   | 12 万円(6 年償還国債)  | 117, 462 人    |
| 60年     | 戦後 40 周年          | 30 万円(10 年償還国債) | 1, 297, 367 人 |
| 平成元年    | 戦後40周年の措置の特例的措置   | 18 万円(6 年償還国債)  | 75, 108 人     |
| 7年      | 戦後 50 周年          | 40 万円(10 年償還国債) | 1,376,789 人   |
| 11年     | 戦後 50 周年の措置の特例的措置 | 24 万円(6 年償還国債)  | 58,863 人      |
| 17年     | 戦後60周年            | 40 万円(10 年償還国債) | 1,271,558 人   |
| 21年     | 戦後60周年の措置の特例的措置   | 24 万円(6 年償還国債)  | 44, 457 人     |
| 27年     | 戦後 70 周年          | 25 万円(5 年償還国債)  | 238, 927 人    |
|         |                   |                 | ※H28.3.31 現在  |

表 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給実績

(注) 厚生労働省ホームページの掲載資料に基づき、当局が作成した。

### 2 第10回特別弔慰金の支給手続

## (1) 受給権の裁定手続

特別弔慰金を請求する者は、請求期間内(平成27年4月1日から3年間(支給法第8条))に、特別弔慰金請求書、印鑑等届出書(記名国債の受領時に使用する印鑑の届出書)、戦没者等の遺族の現況等についての申立書、請求同意書又は請求同意書を提出することができない旨の申立書及び戸籍謄抄本等を居住地の市町村長(特別区の場合は区長)、都道府県知事を順次経由して、裁定機関に提出しなければならない(戦没者等

の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則(昭和 40 年厚生省令第 27 号。以下「施行規則」という。)第 3 条)。

特別 中 慰金を受ける権利の裁定機関は、戦没者等の除籍された当時の本籍地の都道府 県知事等である(戦没者等の遺族に対する特別 中 慰金支給法施行令(昭和40年政令第 183号。以下「施行令」という。)第3条)。

裁定機関は、可決裁定を行ったときは特別弔慰金裁定通知書を、却下裁定を行ったときは特別弔慰金却下通知書を請求者に交付する(施行規則第2条)。実際には、これらの通知書は、請求書を受け付けた市町村を経由して請求者に交付される(可決裁定の場合には、市町村が記名国債を代理受領し、裁定通知書とともに交付する。)。

なお、請求書の経由及び特別弔慰金を受ける権利の裁定に関する都道府県及び市町村 の事務は、第一号法定受託事務である(施行令第4条)。

## (2) 国債の交付手続

▶ 国債発行の手続

裁定機関が可決裁定を行った場合には、厚生労働省に報告され、同省はその報告を受けて、財務省に当該可決裁定を受けた者に交付する記名国債の発行請求を行う。発行請求を受けた財務省は、記名国債の受取人の住所地を管轄する財務局長に指示し、国債交付通知書を受取人に交付するが、実際には、国債交付通知書は記名国債の受取人(特別 弔慰金の請求者)の居住地の市町村に送付され、その送付を受けた市町村において記名 国債を代理受領した上で、特別弔慰金裁定通知書とともに特別弔慰金の請求者に交付される(特別弔慰金の支給手続の流れは下図参照)。

なお、厚生労働省が可決裁定の報告を受けてから特別弔慰金の請求者に記名国債が交付されるまで、3か月半の期間を要するとされている。

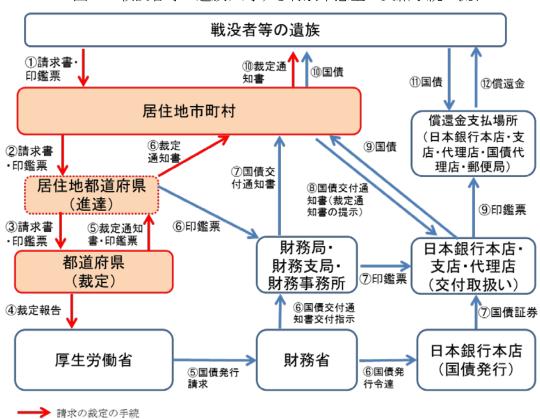


図 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の流れ

(注) 各財務局のホームページ等に基づき、当局が作成した。

## 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給手続の実情調査の結果

当局において、特別弔慰金の支給手続のうち、都道府県の審査や請求書受付窓口である 市町村の対応等の実情を把握するため、都道府県及び政令市に対して調査を行った(調査 期間:平成28年8月1日~8日)。

## 1 都道府県における審査等の実情

任意に抽出した 12 の都道府県に対して、i )請求書の受付・審査にどの程度の時間を要しているか、ii )請求者に対して支給までに要する期間の案内を行っているかを調査した (表 1-1 及び表 1-2)。

請求書の受付から審査着手までに 6 か月以上を要する都道府県が半数以上あった(表 1-1②)が、支給までの期間について案内を行っている都道府県はなかった(ただし、半数以上の都道府県が市町村に窓口での案内を要請している。表 1-2①)。

また、1日10件以上の電話照会・苦情に対応している都道府県が多数あった(表1-2②)。

①請求書の市町村での受付後、都道府県に送付されるまでの期間 都道府県数 1週間以内 4 受け付けた市町村ごとに異なる(件数単位又は受付期間(2週間又 8 は1か月)単位でまとめて送付される) ②都道府県の請求書の審査状況(審査着手までの期間) 都道府県数 10 か月~1 年 1 市町村での受付順 市町村での受付から審 に審査している 香着手までの期間 6~9 か月 1 約1年 2 都道府県での受付 10~11 か月 2 都道府県での受付から 順に審査している 審査着手までの期間 6~9 か月 3 (注1) 5か月以内 2 他の都道府県への 他の都道府県への進達を要するものは都道 府県受付後5か月以内、進達不要のものは都道 進達を要するものを 1 優先している(注2) | 府県受付後6~8か月

表 1-1 都道府県の特別弔慰金請求書の受付・審査に係る実情調査の結果

(注1) 市町村窓口での受付年月日に関係なく、全て、その都道府県において受け付けた順に審査が行われる。

請求者の居住地の都道府県と戦没者等の本籍地の都道府県(裁定都道府県)が異なる場合、請求書は居住地都道府県が審査し、戦没者等の本籍地の都道府県に進達するため、裁定都道府県においては、市町村の受付から数箇月後(居住地都道府県の確認及び進達の手続後)に受け付けられることとなる。

(注 2) 前回の特別弔慰金を請求した者と同一人が請求する場合は、添付書類が少なく、審査が容易であることから、審査担当者を、前回請求者と同一人からの請求のみを審査する者とそれ以外の請求を審査する者に区分して、迅速処理のための工夫を行っている都道府県があった。

表 1-2 特別弔慰金の請求から支給までの期間の案内に係る実情調査の結果

| ①請求から支給までの期間の案件   | 都道府県数  |   |
|---|--|---|
| 都道府県では支給までの期間<br>を案内していないが、市町村に<br>対して、請求書の受付時に案内<br>するよう要請している | 支給までのおおよその期間を記載<br>したチラシ(都道府県が書式を提示)<br>の配布を要請 | 3 |
|   | 支給までのおおよその期間を口頭<br>で伝えるよう要請                    | 4 |
| 都道府県で支給までの期間を第<br>内を要請していない(ただし、市<br>およその期間を伝えている場合が            | 5  |   |
| ②支給時期や審査状況に関する電<br>対応数)   | 都道府県数  |   |
| 20 件以上  | 4  |   |
| 10 件~19 件   | 6  |   |
| 9件以下  | 1  |   |
| 1 件未満   | 1  |   |

※ 特別弔慰金を受ける権利の裁定を行う都道府県は、標準処理期間の設定の努力義務がある (行政手続法(平成5年法律第88号)第6条)が、各都道府県のホームページで把握するこ とができた範囲では、7の都道府県が「事実認定に難易差があり、標準処理期間の設定は困難」 などとしていた。ただし、請求書の受付から「7か月」と明確に定めている都道府県もあった。

### 2 市町村における特別弔慰金請求者への対応に係る実情

全ての政令市(20 市)の市役所又はその区役所(区は任意に抽出)に対して、請求書の受付時に、i)受付票を交付しているか、ii)支給までの期間の案内を行っているかを調査した(表 2-1 及び表 2-2)。

請求書の受付時に受付票又はこれに代わるものを交付している市が半数以上あった(表 2-1)。

また、請求者に対する支給時期の案内に関しては、多くが口頭で案内をしており、チラシ又は受付票に支給までのおおよその期間を記載して配布している市は少なかった(表 2-2①)。ただし、政令市以外で、受付票に特別弔慰金の支給までのおおよその期間を記載している例もあった。

さらに、市が都道府県から裁定通知書の送付を受けて請求者の裁定結果を把握した段階で請求者に裁定結果を知らせる取扱いを行っているか調査したところ、この取扱いを行っているのは1市のみであり、他の19市は、記名国債の交付可能となった段階で(都道府県の裁定通知書の送付の3、4か月後)請求者に裁定結果を知らせていた(表2-2③)。

表 2-1 特別弔慰金請求書の受付票交付の有無に係る実情調査の結果

| 請求書の受付時における受付票の交付状況                          | 市数 |
|--|----|
| 交付している                                       | 8  |
| 交付していないが、請求書の写しに受付印を押して交付している又<br>は交付したことがある | 2  |
| 交付していないが、請求書の写しを交付している(受付印なし)                | 2  |
| 受付票等は交付していない                                 | 8  |

表 2-2 特別弔慰金の請求から支給までの期間の案内に係る実情調査の結果

| ①請求書の受付時における特別弔慰金支給までの期間の案内状況                           | 市数 |
|---|----|
| 支給までのおおよその期間を記載したチラシ等を配布している                            | 3  |
| 支給までのおおよその期間を口頭で伝えている                                   | 16 |
| 支給までの期間ではなく、時間がかかる旨を口頭で伝えている                            | 1  |
| ②案内している特別弔慰金支給までの期間                                     | 市数 |
| 1年~1年半  | 2  |
| 1年程度  | 15 |
| 6 か月~1 年  | 2  |
| 期間明示なし(「時間がかかる」など)                                      | 1  |
| ③請求者に対する特別弔慰金の支給(国債の交付)時期の通知状況                          | 市数 |
| 都道府県から裁定通知を受けた段階で通知している                                 | 1  |
| 都道府県から裁定通知を受けた段階では通知せず、国債が発行されて交付可能となった段階で請求者に通知している(注) | 19 |

<sup>(</sup>注) 裁定済みの請求者から進捗状況の問合せがあった場合には、3か月程度で国債が交付される旨を伝えている市が4あった。

# 厚生労働省の意見

① 請求者に対する特別弔慰金支給までの期間の案内に関して、厚生労働省がホームページ 等で支給までのおおよその期間(全国的な目安)を案内することは、不足する書類の補正 や事実確認など案件ごとに審査事情が大きく異なることや都道府県により審査の進捗状 況が異なることから、請求者に誤解を与えかねないという懸念があると考えている。

なお、都道府県又は市町村において各都道府県の実情に応じたおおよその期間をホームページ等で案内することについては、各地方公共団体において実施の可否を判断していただきたいと考えている。

- ② 都道府県の審査期間の短縮について、平成27年度は、厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議において、裁定処理が進んでいる都道府県の事例を示して裁定促進の依頼をするとともに、裁定処理が遅れている都道府県に対しては、遅れの理由をヒアリングし、改善指導をしたところであるが、28年度は、裁定処理が遅れている都道府県に対して、更に事務処理方法を詳細にヒアリングし、事務処理体制や手順の見直しを指導する予定である。
- ③ 請求書受付時の受付票の交付及び裁定された請求者に対する連絡については、都道府県及び市町村の意見や地方公共団体にかかる事務負担も考慮の上、検討する必要があると考えている。

# 《参考》

# 〔行政苦情救済推進会議〕

総務省に申出のあった行政相談事案の処理に民間有識者の意見を反映させるための総務大臣の懇談会(昭和62年12月発足)。

構成員は、次のとおり。

(座長) 秋山 收 元内閣法制局長官

江利川 毅 埼玉県立大学理事長、公益財団法人医療科学研究所理事長

小野 勝久 公益社団法人全国行政相談委員連合協議会会長

小早川光郎 成蹊大学法科大学院教授

高橋 滋 法政大学法学部教授

松尾 邦弘 弁護士、元検事総長

南 砂 読売新聞東京本社取締役調査研究本部長